

§ 6. 支援制度の紹介

1. 国の助成制度

小水力発電の開発には、国からの補助金など事業目的に応じいろいろな助成制度があります。これらを上手に活用して小水力発電開発の採算性を高めることが可能です。支援制度は年度により事業名や制度の内容が異なりますので、必ず関係機関に問い合わせてください。

以下に、平成 29 年度の主な国の助成制度を紹介します。

▶ 経済産業省関係

事業名	概要	対象	補助率	問い合わせ先
水力発電実証モデル事業（水力発電の導入促進のための事業費補助）	水力発電の試験設備を用いた水力発電の効率化の技術開発及びコスト縮減等の実現にむけた実証事業に要する経費の一部を助成	民間事業者等（法人及び青色申告をおこなって 個人事業者） 地方公共団体	2/3 以内	一般社団法人新エネルギー財団
水力発電事業性評価事業	水力発電の事業性評価に必要な調査・設計を行う事業に要する経費の一部を助成	民間事業者等（法人及び青色申告をおこなって 個人事業者） 地方公共団体	1/2 以内 (上限額あり)	

▶ 農林水産省関係

事業名	概要	対象	補助率	問い合わせ先
かんがい排水事業等の土地改良事業	農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備	国、都道府県等	国営事業 2/3 ほか 県営事業 1/2 ほか	山口県 農林水産部 農村整備課 計画調整班
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備（小水力発電整備事業計画が作成されていること）	都道府県、市町村、土地改良区等	1/2 ほか	
農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備（農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること）	都道府県、市町村、農協、土地改良区等	1/2 ほか	
小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	農業水利施設を活用した小水力発電の導入の円滑化を図るため、調査・設計等を支援	都道府県、市町村、協議会、土地改良区等	定額 (基本設計は 1/2)	



ポイント！ 助成制度と買取制度

制度によっては再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用できない場合があります。

§ 6. 支援制度の紹介

2. 小水力発電開発技術支援事業(山口県企業局)

山口県企業局では、これまでの水力発電事業で得られた知識や経験を生かし、地域の活性化やエネルギーの地産地消を目的として小水力発電に取り組もうとされる市町や地域の公共的団体等を対象に、技術的なアドバイスや情報提供を行っています。

- **対象者**
自らが事業者として水力発電の開発に取り組もうとする山口県内の市町および公共的団体。
- **対象設備**
出力1,000kW以下の水力発電
- **技術支援の内容**
 - ・水力発電開発の導入検討に関する助言
 - ・候補地の現地調査に関する助言
 - ・各種申請の手続きに関する助言
 - ・水力発電開発に関する情報提供



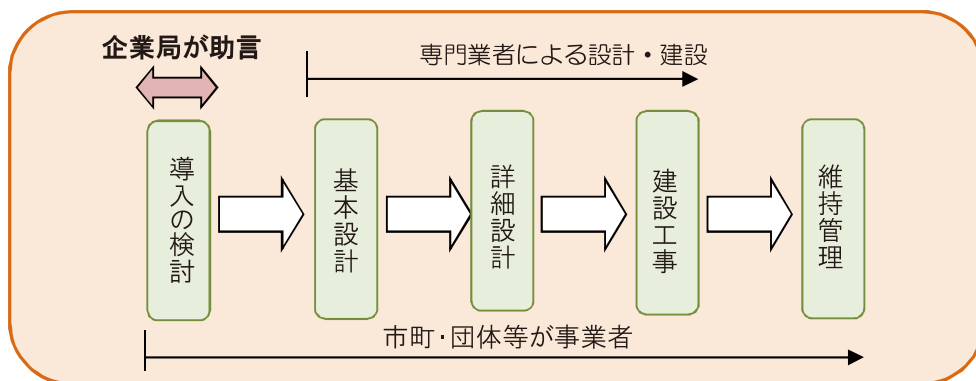
企業局所有の流速計や距離計で簡易的な流量観測や落差測定も可能です。

発電候補地

豊富に水が流れ、落差があるところ

例 ・農業用水路 ・河川、堰、砂防堰堤

・水道・工業用水道施設



○技術支援の申込み

申請書 山口県企業局のホームページに申込書があります。

提出先 山口県企業局 電気工水課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL:083-933-4038 FAX:083-933-4029

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a40100/index/>